

議案第 7 号

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(守口市手数料条例の一部改正)

第 1 条 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前				改 正 後			
第 1 条から第 9 条まで 略				第 1 条から第 9 条まで 略			
別表第 1 及び別表第 2 略				別表第 1 及び別表第 2 略			
別表第 3（第 2 条関係）				別表第 3（第 2 条関係）			
略				略			
略				略			
(1) 略				(1) 略			
(2) 略				(2) 略			
項	区分		金額	項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書			床面積の合計		
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク、 シー・ディー・ロム その他これらに準 ずる方法により一 定の事項を確実に 記録しておくこと ができる物（以下 「磁気ディスク	31,000円	1	100平方メートル以下のもの		38,000円

		等」という。)	
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000円
		書類又は図書のみ	44,000円
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000円
		書類又は図書のみ	60,000円
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000円
		書類又は図書のみ	87,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000円
		書類又は図書のみ	116,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000円
		書類又は図書のみ	275,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	468,000円
		書類又は図書のみ	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000円
		書類又は図書のみ	730,000円

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）
 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、

2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	130,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	307,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	524,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）
 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

- (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 略

(3) 略

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書の み	21,000円
2	確認済証の交付があった	磁気ディスク等	11,000円

- (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

(4) 略

(3) 略

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変	15,000円

	昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	書類又は図書の み	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（４の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等 書類又は図書の み	9,000円 11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 書類又は図書の み	7,000円 9,000円

備考 略

（４）から（８）まで 略

別表第４（第２条関係）

略

略

（１） 略

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円

	更して昇降機を設置する場合	
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（４の項に規定する場合を除く。）	13,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 略

（４）から（８）まで 略

別表第４（第２条関係）

略

略

（１） 略

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円

む。)以下この別表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この別表において同じ。)		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>91,600円</u>	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>144,900円</u>	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>182,900円</u>	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>228,600円</u>	
		50,000平方メートル以上のもの	<u>319,900円</u>	
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>101,500円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,600円</u>	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>168,500円</u>	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>271,200円</u>	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>353,400円</u>	

む。)以下この別表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この別表において同じ。)		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>93,300円</u>	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>147,400円</u>	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>186,100円</u>	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>232,500円</u>	
		50,000平方メートル以上のもの	<u>325,300円</u>	
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>103,400円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>130,800円</u>	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>171,400円</u>	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>275,800円</u>	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>359,300円</u>	

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>424,200円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>431,300円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>497,300円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>505,500円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>643,400円</u>					50,000平方メートル以上のもの	<u>654,000円</u>
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>261,300円</u>				その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>265,800円</u>
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>326,800円</u>					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>332,300円</u>
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>421,200円</u>					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>428,200円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>600,000円</u>					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>609,900円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>738,500円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>750,600円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>872,400円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>886,700円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>994,900円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,011,300円</u>

				の	
				50,000平方メートル以上のもの	<u>1,240,000円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			<u>5,600円</u>
		その	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>22,400円</u>
		他のもの		200平方メートル以上のもの	<u>23,900円</u>
		その	他のもの	200平方メートル未満のもの	<u>41,400円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>46,000円</u>
3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認		300平方メートル未満のもの	<u>11,000円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>23,200円</u>
				2,000平方メートル	<u>51,400円</u>

				の	
				50,000平方メートル以上のもの	<u>1,260,300円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			<u>5,900円</u>
		その	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>22,900円</u>
		他のもの		200平方メートル以上のもの	<u>24,500円</u>
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>32,200円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>35,300円</u>
		その	他のもの	200平方メートル未満のもの	<u>42,300円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>46,900円</u>
3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認		300平方メートル未満のもの	<u>11,300円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>23,700円</u>
				2,000平方メートル	<u>52,300円</u>

以外の住宅をいう。以下この別表において同じ。）	めたもの	以上5,000平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>91,800円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>147,700円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>223,500円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>339,400円</u>
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	
		300平方メートル未満のもの	<u>39,900円</u>
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>67,300円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>119,900円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>180,100円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>328,800円</u>

以外の住宅をいう。以下この別表において同じ。）	めたもの	以上5,000平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>93,300円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>149,800円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>226,300円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>343,100円</u>
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	
		300平方メートル未満のもの	<u>40,700円</u>
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>68,500円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>121,900円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>183,000円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>333,800円</u>

					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>554,600円</u>							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>562,700円</u>
					50,000平方メートル以上のもの	<u>971,100円</u>							50,000平方メートル以上のもの	<u>985,000円</u>
												誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>61,600円</u>
													300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>101,800円</u>
													2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>175,300円</u>
													5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>254,900円</u>
													10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>487,700円</u>
													25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>848,100円</u>
													50,000平方メートル以上のもの	<u>1,533,200円</u>
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>81,000円</u>							その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>82,500円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル	<u>133,500円</u>									300平方メートル以上2,000平方メートル

				ル未満のもの	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>225,600円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>322,400円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>632,400円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,116,900円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>2,050,900円</u>
略					
備考					
1 略					
2 略					
(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）					
(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この					

				ル未満のもの	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>229,400円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>327,600円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>642,400円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,134,200円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>2,082,300円</u>
略					
備考					
1 略					
2 略					
(1) 非住宅建築物又は複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）					
(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録					

表において同じ。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

3から5まで 略

(2) 略

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>31,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>33,000円</u>
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>42,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>44,000円</u>
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>58,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>60,000円</u>
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>85,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>87,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>114,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>116,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>273,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>275,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>磁気ディスク等</u>	<u>468,000円</u>
		<u>書類又は図書のみ</u>	<u>470,000円</u>

建築物エネルギー消費性能判定機関

3から5まで 略

6 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に適合することを確認することをいう。

(2) 略

項	区分	金額
	床面積の合計	
1	100平方メートル以下のもの	<u>38,000円</u>
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
3	200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下のもの	<u>72,000円</u>
4	<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>307,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>524,000円</u>

8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000円
		書類又は図書のみ	730,000円

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）

当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月

8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
---	--------------------	----------

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）

当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 略

3 略

(3) 略

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書の み	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書の み	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書の み	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書の み	9,000円

備考 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	

(4) 略

3 略

(3) 略

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	<u>13,000円</u>
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>

備考 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	

1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>6,100円</u>	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>10,100円</u>	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,000円</u>	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>46,400円</u>	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>73,100円</u>	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>92,100円</u>	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>114,900円</u>	
			50,000平方メートル以上のもの	<u>160,600円</u>	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>51,400円</u>
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>64,900円</u>
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>84,900円</u>

1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>6,400円</u>	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>10,400円</u>	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,400円</u>	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>47,400円</u>	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>74,400円</u>	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>93,800円</u>	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>117,000円</u>	
			50,000平方メートル以上のもの	<u>163,400円</u>	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>52,400円</u>
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>66,100円</u>
				1,000平方メートル以上2,000平方メー	<u>86,400円</u>

[illegible]

				の	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>436,800円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>498,100円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>620,600円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			<u>3,400円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>11,800円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>12,600円</u>
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	<u>21,300円</u>

				の	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>444,100円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>506,300円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>630,800円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			<u>3,700円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>12,200円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>12,900円</u>
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>16,800円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>18,400円</u>
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	<u>21,800円</u>

			もの	200平方メートル以上のもの	<u>23,600円</u>
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	<u>6,100円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>12,200円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>26,300円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>46,600円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>74,600円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>112,900円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>171,300円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>20,600円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>34,300円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>60,600円</u>

			もの	200平方メートル以上のもの	<u>24,200円</u>
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	<u>6,400円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>12,600円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>26,900円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>47,400円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>75,500円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>113,900円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>172,200円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>21,100円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>35,000円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>61,700円</u>

その 他の もの	300平方メートル未 満のもの	<u>41,100円</u>			
	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	<u>67,400円</u>			
	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	<u>113,500円</u>			
	5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも の	<u>161,900円</u>			
	10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	<u>317,000円</u>			
	25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	<u>559,600円</u>			
	50,000平方メー トル以上のもの	<u>1,027,100 円</u>			
略					
備考 第1号の表の備考2から備考5までの規定は、この表に についても適用する。					
(5) 略					
項	区分				金額

				<u>メートル未満のもの</u>	
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>767,300円</u>
その他のもの			300平方メートル未満のもの		<u>41,900円</u>
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		<u>68,600円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		<u>115,400円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		<u>164,500円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		<u>321,800円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		<u>567,800円</u>
			50,000平方メートル以上のもの		<u>1,041,900円</u>
略					
備考 第1号の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。					
) 略					
項	区分			金額	

	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	<u>19,000円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>30,700円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>91,600円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>144,900円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>182,900円</u>
		25,000平方メートル以上50,000	<u>228,600円</u>

	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>11,300円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,400円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,400円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>93,300円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>147,400円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>186,100円</u>
			25,000平方メートル以上50,000	<u>232,500円</u>

			平方メートル未 満のもの	
			50,000平方メー トル以上のもの	<u>319,900円</u>
<u>2</u>	そ の 他 の 物	モデル 建物法 による もの	<u>1,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>128,600円</u>
			1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満の もの	<u>168,500円</u>
			2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの	<u>271,200円</u>
			5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満 のもの	<u>353,400円</u>
			10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	<u>424,200円</u>
			25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	<u>497,300円</u>
			50,000平方メー トル以上のもの	<u>643,400円</u>

			平方メートル未 満のもの	
			50,000平方メー トル以上のもの	<u>325,300円</u>
そ の 他 の 物	モ デ ル 建 物 法 に よ る 物		<u>300平方メートル 未満のもの</u>	<u>103,400円</u>
			<u>300平方メートル 以上1,000平方 メートル未満の もの</u>	<u>130,800円</u>
			1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満の もの	<u>171,400円</u>
			2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの	<u>275,800円</u>
			5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満 のもの	<u>359,300円</u>
			10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	<u>431,300円</u>
			25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	<u>505,500円</u>
			50,000平方メー トル以上のもの	<u>654,000円</u>

			その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	326,800円			その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
									300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
	2	一戸建ての住宅					登録住宅性能評価機関等が軽微な変			5,900円

								更に該当すると認めたもの		
							その他のものの誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円	
								200平方メートル以上のもの	24,500円	
								200平方メートル未満のもの	32,200円	
								200平方メートル以上のもの	35,300円	
								その他のもの	42,300円	
								200平方メートル以上のもの	46,900円	
				3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円		
							300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円		
							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円		
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円		

[illegible]

[illegible]

備考 第1号の表の備考2、備考3及び備考5の規定は、この表についても適用する。				
(6) 略				
項	区分			金額
	書面の交付を受	書面の交付を受けよ		

		の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物の新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--

備考 第1号の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。

(6) 略

項	区分			金額
	書面の	書面の交	書面の交付を受けよ	

	けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	うとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認めたとしたもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u> 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	<u>10,100円</u> <u>16,000円</u> <u>46,400円</u> <u>73,100円</u> <u>92,100円</u> <u>114,900円</u> <u>160,600円</u>
2	その他のもの モデル建物法による	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>64,900円</u>

	交付を受けようとする建築物	付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	うとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認めたとしたもの	<u>300平方メートル未満のもの</u> <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	<u>6,400円</u> <u>10,400円</u> <u>16,400円</u> <u>47,400円</u> <u>74,400円</u> <u>93,800円</u> <u>117,000円</u> <u>163,400円</u>
	その他	モデル建物法	<u>300平方メートル未満のもの</u> <u>300平方メートル以上</u>	<u>52,400円</u> <u>66,100円</u>

	もの			の よ る も の	に よ る も の	<u>上1,000平方メートル未満のもの</u>	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>84,900円</u>			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>86,400円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>136,200円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>138,600円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>177,300円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>180,400円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>212,700円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>216,300円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>249,200円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>253,500円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>322,300円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>327,700円</u>
		その他のもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>			<u>164,000円</u>	その他のもの
					<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>166,800円</u>	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		<u>211,200円</u>		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>214,800円</u>	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		<u>300,600円</u>		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>305,700円</u>	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		<u>369,800円</u>		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>376,000円</u>	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

						<u>トル未満のもの</u>	
						<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>164,500円</u>
						<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>321,800円</u>
						<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>567,800円</u>
						<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,041,900円</u>
	<u>4</u>	<u>複合建築物</u>					<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ</u>

備考 第1号の表の備考2、備考3及び備考5の規定は、この表についても適用する。				
(7) 略				

		右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考 第1号の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。		
(7) 略		

別表第 5 (第 2 条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料

略

- (1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 (法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この別表において「判定」という。)又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定 (以下この別表において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画 (法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この別表において同じ。))に係る建築物の評価方法 (建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (以下この別表において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定 (以下この別表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同

別表第 5 (第 2 条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料

略

- (1) 法第11条第1項若しくは第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 (法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この別表において「判定」という。)又は法第11条第2項若しくは第12条第3項の変更の判定 (以下この別表において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画 (法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この別表において同じ。))に係る建築物の評価方法 (建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (以下この別表において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第11条第1項若しくは第12条第2項の判定若しくは変更の判定 (以下この別表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る

一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>21,600円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>30,400円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>43,000円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>108,400円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>163,200円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>202,800円</u>

建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分				金額
	判定等に係る建築物	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	<u>非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この別表において同じ。）以外の用途のみ</u>	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>22,100円</u>
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>31,000円</u>
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>43,800円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>110,300円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>166,000円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>206,200円</u>

[illegible]

2	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>99,200円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>126,300円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100円</u>
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>259,000円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>324,500円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900円</u>

その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>101,000円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,500円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>428,900円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600円</u>
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>263,400円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>329,900円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>425,800円</u>

								トル未満のもの	
								2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>597,700円</u>
								5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>736,200円</u>
								10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>870,100円</u>
								25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>992,600円</u>
								50,000平方メートル以上のもの	<u>1,237,700円</u>
								トル未満のもの	
								2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>607,600円</u>
								5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>748,300円</u>
								10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>884,400円</u>
								25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,008,900円</u>
								50,000平方メートル以上のもの	<u>1,257,900円</u>
				2	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの		<u>20,600円</u>
							200平方メートル以上のもの		<u>22,100円</u>
						併用法によるもの	200平方メートル未満のもの		<u>29,900円</u>
							200平方メートル以上のもの		<u>33,000円</u>
						その他のもの	200平方メートル未満のもの		<u>39,900円</u>
							200平方メートル以上のもの		<u>44,600円</u>
				3	共同住宅等	仕様	300平方メートル未		<u>38,400円</u>

						(共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住 宅以外の住宅 をいう。以下 この別表にお いて同じ。)	基準 によ るも の	満のもの <u>300平方メートル以 上2,000平方メート ル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>
								<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>
								<u>5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも の</u>	<u>180,700円</u>
								<u>10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のも の</u>	<u>331,500円</u>
								<u>25,000平方メート ル以上50,000平方 メートル未満のも の</u>	<u>560,400円</u>
								<u>50,000平方メート ル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
							併用 法に よる もの	<u>300平方メートル未 満のもの</u>	<u>59,300円</u>
								<u>300平方メートル以 上2,000平方メート ル未満のもの</u>	<u>99,500円</u>
								<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>173,000円</u>
								<u>5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも</u>	<u>252,600円</u>

[illegible]

備考				
1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）の判定等であつて、当該増築等に係る建築物について省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積。次号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。				
2から4まで 略				

		等とみなして判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考		
1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。		
2から4まで 略		
5 「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ		

- (2) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の <u>住宅以外の用途に供する部分</u> の床面積の合計	

(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

- 6 「併用法」とは、省令第1条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に適合することを確認することをいう。

- (2) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分				金額
	<u>変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする</u>	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	

						する 建 築 物	する 建 築 物 の 用 途	する 建 築 物 の 評 価 方 法			
1	工場等 のみの もの	モデル建 物法によ るもの	<u>1,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>15,800 円</u>	1	<u>非 住 宅 建 築物</u>	工場 等 の みの もの	モデル建 物法によ るもの	<u>300平方メートル未 満のもの</u>	<u>11,800円</u>	
									<u>300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>16,200円</u>	
									1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	<u>22,600円</u>	
									2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	<u>55,900円</u>	
									5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	<u>83,700円</u>	
									10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	<u>103,800円</u>	
									25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	<u>128,600円</u>	
									50,000平方メートル 以上のもの	<u>178,400円</u>	
		その他の もの	<u>1,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>18,300 円</u>					その 他の もの	<u>300平方メートル未 満のもの</u>	<u>14,100円</u>
						<u>300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>18,700円</u>				

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>25,100 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>58,700 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>86,400 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>106,600 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>131,700 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>181,900 円</u>
	<u>2</u>	その他のもの	モデル建物法によるもの	
			<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>63,700 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>83,700 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>135,100 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>176,200 円</u>
			10,000平方メートル	<u>211,600 円</u>

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>25,700円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>59,700円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>88,000円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>108,500円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>134,000円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>185,000円</u>
	その他のもの	モデル建物法によるもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>51,200円</u>
			<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>64,900円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>85,300円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>137,500円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>179,200円</u>
			10,000平方メートル	<u>215,200円</u>

[illegible]

[illegible]

よるもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
	25,000平方メートル以上のもの	566,600円

			以上50,000平方メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物

[illegible]

備考 前号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。				
(3) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。）の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下こ				

		び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考 前号の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。		
(3) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。）の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下こ		

の別表において同じ。)が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この別表において同じ。)以外の用途	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,000 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>30,700 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>91,600 円</u>

の別表において同じ。)が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,400 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,400 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>

				のみに供 する建築 物をい う。以下 この別表 において 同じ。)	もの	
				5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満 のもの	<u>144,900 円</u>	
				10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	<u>182,900 円</u>	
				25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	<u>228,600 円</u>	
				50,000平方メー トル以上のもの	<u>319,900 円</u>	
		そ の 他 の も の	モデ ル建 物法 によ るも の	300平方メー トル未満のもの	<u>99,200 円</u>	
				300平方メー トル以上1,000平 方メートル未満 のもの	<u>126,300 円</u>	
				1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満 のもの	<u>166,200 円</u>	
				2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満 のもの	<u>269,000 円</u>	
				5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満	<u>351,100 円</u>	

		もの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>147,400 円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>186,100 円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>101,000 円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,500 円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100 円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500 円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000 円</u>

				のもの				のもの			
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900 円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>428,900 円</u>		
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000 円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200 円</u>		
				50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100 円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600 円</u>		
			その	300平方メートル未満のもの	<u>259,000 円</u>			その	300平方メートル未満のもの	<u>263,400 円</u>	
			他の	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>324,500 円</u>			他の	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>329,900 円</u>	
			もの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900 円</u>			もの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>425,800 円</u>	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>597,700 円</u>				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>607,600 円</u>	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>736,200 円</u>				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>748,300 円</u>	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	<u>870,100 円</u>				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	<u>884,400 円</u>	

				満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600 円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			5,600 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100 円
				200平方メートル以上のもの	21,600 円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	39,100 円
				200平方メートル以上のもの	43,700 円
3	共同住宅	登録住宅		300平方メートル	11,000 円

				満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900 円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			5,900 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600 円
				200平方メートル以上のもの	22,100 円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900 円
				200平方メートル以上のもの	33,000 円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	39,900 円
				200平方メートル以上のもの	44,600 円
3	共同住宅	登録住宅		300平方メートル	11,300 円

等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下この別表において同じ。)	性能評価 機関等が 性能向上 基準に適 合すると 認めたも の		未満のもの	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>23,200 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>51,400 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>91,800 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>147,700 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>223,500 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>339,400 円</u>
	その 他の もの	誘導 仕様 基準 による もの	300平方メートル未満のもの	<u>37,600 円</u>
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>65,000 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>117,600 円</u>

等	性能評価 機関等が 性能向上 基準に適 合すると 認めたも の		未満のもの	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>23,700 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>52,300 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>149,800 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>226,300 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>343,100 円</u>
	その 他の もの	誘導 仕様 基準 による もの	300平方メートル未満のもの	<u>38,400 円</u>
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>66,200 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>119,600 円</u>

[illegible]

			その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>78,700 円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>131,200 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>223,400 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>320,100 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>630,100 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,114,700 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>2,048,600 円</u>
4	複合建築物 (住宅以外の用途に供する部分)				略

				満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>845,800 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>1,530,900 円</u>
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>80,200 円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>133,500 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>227,100 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>325,300 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>640,100 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,131,900 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>2,080,000 円</u>
4	複合建築物				略

	及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この別表において同じ。)	
備考		
1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、 <u>法第36条第1項</u> の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。		
2 略		
(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（ <u>法第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）		
(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）		
(3) <u>複合建築物に係る認定等の場合</u> 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの		
3 及び 4 略		
5 略		
(4) <u>法第35条第2項</u> （ <u>法第36条第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（ <u>法第36条第2項</u> において準用する <u>法第35条</u>		

備考		
1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、 <u>法第31条第1項</u> の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。		
2 略		
(1) 非住宅建築物又は複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（ <u>法第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）		
(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関		
3 及び 4 略		
5 「誘導基準併用法」とは、 <u>省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に適合することを確認することをいう。</u>		
6 略		
(4) <u>法第30条第2項</u> （ <u>法第31条第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（ <u>法第31条第2項</u> において準用する <u>法第30条</u>		

第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>31,000円</u> <u>33,000円</u>
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>42,000円</u> <u>44,000円</u>
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>58,000円</u> <u>60,000円</u>
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>85,000円</u> <u>87,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>114,000円</u> <u>116,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>273,000円</u> <u>275,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>468,000円</u> <u>470,000円</u>

第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	床面積の合計	
1	100平方メートル以下のもの	<u>38,000円</u>
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
3	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>72,000円</u>
4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>307,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>524,000円</u>

8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000円
		書類又は図書のみ	730,000円

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）
 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。）があった場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕

8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
---	--------------------	----------

備考

1 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）
 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積

等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 略

3 略

- (5) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書の み	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書の み	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書の み	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書の み	9,000円

備考 略

- (6) 法第36条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の

(4) 略

3 略

- (5) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	<u>13,000円</u>
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>

備考 略

- (6) 法第31条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の

申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>10,100 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,000 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>46,400 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メー	<u>92,100 円</u>

申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>10,400 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,400 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メー	<u>93,800 円</u>

			トル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>
その他のもの	モデル建物法によるもの		300平方メートル未満のもの	<u>50,200 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>63,700 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>83,700 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>135,100 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>176,200 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>211,600 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>248,100 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>321,100 円</u>
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	<u>130,100 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>162,900 円</u>

			トル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>
その他のもの	モデル建物法によるもの		300平方メートル未満のもの	<u>51,200 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>64,900 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>85,300 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>137,500 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>179,200 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>215,200 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>252,300 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>326,500 円</u>
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	<u>132,400 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>165,700 円</u>

				ル未満のもの	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>210,000 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>299,500 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>368,700 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>435,700 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>496,900 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>619,500 円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			<u>3,400 円</u>
		その他のもの	誘導仕様のもの	200平方メートル未満のもの	<u>10,700 円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>11,400 円</u>

				ル未満のもの	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>213,600 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>304,500 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>374,900 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>442,900 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>505,200 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>629,700 円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			<u>3,700 円</u>
		その他のもの	誘導仕様のもの	200平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>11,800 円</u>

			その他のもの	200平方メートル未満のもの	<u>20,200 円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>22,500 円</u>
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>12,200 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>26,300 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>46,600 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>74,600 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>112,900 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>171,300 円</u>
		その他	誘導仕様基準	300平方メートル未満のもの	<u>19,400 円</u>
				300平方メートル以	<u>33,100 円</u>

			誘導仕様基準併用によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>15,700 円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>17,200 円</u>
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	<u>20,700 円</u>
				200平方メートル以上のもの	<u>23,000 円</u>
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>12,600 円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>26,900 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>75,500 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>113,900 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>172,200 円</u>
		その他	誘導仕様基準	300平方メートル未満のもの	<u>19,900 円</u>
				300平方メートル以	<u>33,800 円</u>

の も の	に よ る も の	上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>59,400 円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>89,600 円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>164,000 円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>277,300 円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>486,000 円</u>

の も の	に よ る も の	上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>60,500 円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>91,100 円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>166,400 円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>280,900 円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>492,000 円</u>
	<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400 円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,500 円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>87,200 円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000 円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300 円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>423,600 円</u>

			その他のもの	300 平方メートル未満のもの
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
				50,000 平方メートル以上のもの
略				
備考 第 1 号の表の備考 4 及び第 3 号の表の備考 2 から備考 4 までの規定は、この表についても適用する。				
(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第 36 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る建				

				トル未満のもの
				50,000 平方メートル以上のもの
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
				50,000 平方メートル以上のもの
略				
備考 第 1 号の表の備考 4 及び第 3 号の表の備考 2 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。				
(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第 31 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る建				

建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000 円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700 円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600 円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900 円
		10,000平方メートル	182,900 円

建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300 円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400 円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400 円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300 円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400 円
			10,000平方メートル	186,100 円

			以上25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>
<u>2</u>	その他のもの	モデル建物法によるもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>126,300 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100 円</u>
		その他のもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>324,500 円</u>

			以上25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>
その他のもの	モデル建物法によるもの		<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>101,000 円</u>
			<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>128,500 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>428,900 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600 円</u>
その他のもの			<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>263,400 円</u>
			<u>300平方メートル以上</u>	<u>329,900 円</u>

[illegible]

[illegible]

[illegible]

--	--	--	--	--

備考 第1号の表の備考4並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

- (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100 円

			面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--	------------------------------------

備考 第1号の表の備考4及び第3号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

- (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更	300平方メートル未満のもの	6,400 円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400 円

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,000 円</u>			すると認め たもの	<u>ル未満のもの</u>	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>16,400 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>46,400 円</u>					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>92,100 円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>93,800 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>					50,000平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>
<u>2</u>	その他の ものの	モデル建 物法によ るもの	<u>1,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>63,700 円</u>			そ の 他 の も の	モ デ ル 建 物 法 に よ る も の	<u>300平方メートル未 満のもの</u>	<u>51,200 円</u>
									<u>300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>64,900 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>83,700 円</u>					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>85,300 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>135,100 円</u>					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>137,500 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>176,200 円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>179,200 円</u>

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>211,600 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>248,100 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>321,100 円</u>
	その他のもの		1,000平方メートル未満のもの	<u>162,900 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>210,000 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>299,500 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>368,700 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>435,700 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>496,900 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>619,500 円</u>

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>215,200 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>252,300 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>326,500 円</u>
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	<u>132,400 円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>165,700 円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>213,600 円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>304,500 円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>374,900 円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>442,900 円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>505,200 円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>629,700 円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建て</u>	<u>登録住宅性能評価機関</u>		<u>3,700 円</u>

[illegible]

[illegible]

									以上10,000平方メートル未満のもの	
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300 円
									25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600 円
									50,000平方メートル以上のもの	766,200 円
							その他のもの		300平方メートル未満のもの	40,800 円
									300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500 円
									2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300 円
									5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400 円
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700 円
									25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600 円
									50,000平方メートル以上のもの	1,040,700 円
						4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1

備考 第1号の表の備考4並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。				
(9) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円

		消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考 第1号の表の備考4及び第3号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。		

		合すると 認めたも の又は適 合判定通 知書等に より消費 性能基準 に適合す ることが 確認でき るもの	1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも の	144,900円
			10,000 平方メー ト ル以上25,000 平方 メートル未満のも の	182,900円
			25,000 平方メー ト ル以上50,000 平方 メートル未満のも の	228,600円
			50,000 平方メー ト ル以上のもの	319,900円
	そ の 他 の も の	モ デ ル 建 物 法 に よ る も の	300平方メートル未 満のもの	99,200円
			300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル	351,100円

					以 上 10,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	
					10,000 平 方 メー ト ル 以 上 25,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	421,900円
					25,000 平 方 メー ト ル 以 上 50,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	495,000円
					50,000 平 方 メー ト ル 以 上 の も の	641,100円
			そ の 他 の もの		300 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	259,000円
					300 平 方 メー ト ル 以 上 1,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	324,500円
					1,000 平 方 メー ト ル 以 上 2,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	418,900円
					2,000 平 方 メー ト ル 以 上 5,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	597,700円
					5,000 平 方 メー ト ル 以 上 10,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	736,200円
					10,000 平 方 メー ト ル 以 上 25,000 平 方 メー ト ル 未 満 の も の	870,100円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたものの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの			5,600円
		その他のもの	仕様基準	200平方メートル未満のもの	20,100円
		その他のもの	等によるもの	200平方メートル以上のもの	21,600円
		その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住	登録住宅		300平方メートル未	11,000円

宅等	性能評価 機関等が 消費性能 基準に適 合すると 認めたも の又は建 設住宅性 能評価書 により消 費性能基 準に適合 すること が確認で きるもの		満のもの	
			300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	23,100円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	51,300円
			5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも の	91,600円
			10,000 平方メー トル以上 25,000 平方 メートル未満のも の	147,200円
			25,000 平方メー トル以上 50,000 平方 メートル未満のも の	222,500円
			50,000 平方メー トル以上のもの	337,400円
	そ の 他 の も の	仕 様 基 準	300平方メートル未 満のもの	37,600円
		等 に よ る	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	65,000円
		もの	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	117,500円
			5,000平方メートル 以 上 10,000 平 方 メートル未満のも	177,600円

				<u>の</u>	
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>326,000円</u>
				<u>の</u>	
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>551,300円</u>
				<u>の</u>	
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>966,800円</u>
		<u>その</u>	<u>他の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>78,700円</u>
		<u>もの</u>		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>131,200円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>223,300円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>319,900円</u>
				<u>の</u>	
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>629,700円</u>
				<u>の</u>	
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,113,700円</u>
				<u>の</u>	
				<u>50,000平方メートル</u>	<u>2,046,600</u>

				ル以上のもの	円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定

		に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	---

備考

- 1 第1号の表の備考3及び備考4並びに第3号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- 2 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- 3 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証（以下この別表において「検査済証」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通

<u>知及び検査済証</u> <u>4 「建設住宅性能評価書」とは、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。</u> <u>5 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</u> <u>(1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準</u> <u>(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u> <u>(10) 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は法第41条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1通につき980円</u> 以下 略	<u>(9) 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1通につき980円</u> 以下 略
---	---

（守口市建築基準法施行条例の一部改正）

第2条 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第4条の2まで 略 （確認、検査等の手数料） 第5条 略	第1条から第4条の2まで 略 （確認、検査等の手数料） 第5条 略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	33,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	116,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	275,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円

備考

1 略

(1) 略

- (2) 既存の建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築であつて、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下、かつ、50平方メートル以下であり、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	38,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	130,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	307,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	524,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 略

(1) 略

- (2) 既存の建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合計した面積

く。)

- (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 略

2 この表に定める額は書類又は図書のみにより確認の申請又は計画の通知を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により確認の申請又は計画の通知を行う場合においてはそれぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。

- 2 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項ただし書（同項ただし書に規定する建築主事等による場合に限る。）又は法第18条第4項ただし書による審査をいう。以下同じ。）を伴う確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、前項の手数料のほか、構造計算適合性審査をする1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

3 略

(1) 略

- (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合計した面積

(4) 略

- 2 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項第1号及び第2号（同項ただし書に規定する建築主事等による場合に限る。）又は法第18条第4項ただし書による審査をいう。以下同じ。）を伴う確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、前項の手数料のほか、構造計算適合性審査をする1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計の手数料を納めなければならない。

略

備考 略

3 略

(1) 略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	22,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円
3	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	32,000円
4	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	55,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	76,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	209,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	308,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	518,000円

備考 第1項の表の備考1の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

(2) 略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	20,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	24,000円
3	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	30,000円
4	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	52,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	71,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	199,000円

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	25,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	29,000円
3	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	36,000円
4	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	60,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	84,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	229,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	336,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	566,000円

備考 第1項の表の備考の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

(2) 略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	22,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円
3	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	33,000円
4	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	57,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	78,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	218,000円

7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>288,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>478,000円</u>

備考 第1項の表の備考1の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

（3） 略

項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	<u>18,000円</u>
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>21,000円</u>
3	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	<u>27,000円</u>
4	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>46,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>62,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>168,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>255,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>430,000円</u>

4 略

項	申請又は計画の通知に係る昇降機の内容	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>21,000円</u>
2	確認を受けた昇降機又は計画の通知をした昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>13,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規	<u>11,000円</u>

7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>315,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>523,000円</u>

備考 第1項の表の備考の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

（3） 略

項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	<u>20,000円</u>
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>23,000円</u>
3	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	<u>29,000円</u>
4	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>68,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>184,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>279,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>470,000円</u>

4 略

項	申請又は計画の通知に係る昇降機の内容	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>
2	確認を受けた昇降機又は計画の通知をした昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規	<u>13,000円</u>

	定する場合を除く。)	
4	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知をした小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>9,000円</u>

備考

1 略

2 この表に定める額は書類又は図書のみにより確認の申請又は計画の通知を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により確認の申請又は計画の通知を行う場合においてはそれぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。

5 略

(1) 略

項	申請又は計画の通知に係る建築設備の内容	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>21,000円</u>
2	確認を受けた建築設備又は計画の通知をした建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>13,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	<u>11,000円</u>
4	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知をした小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>9,000円</u>

備考

1 略

2 この表に定める額は書類又は図書のみにより確認の申請又は計画の通知を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により確認の申請又は計画の通知を行う場合におい

	定する場合を除く。)	
4	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知をした小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>

備考 略

5 略

(1) 略

項	申請又は計画の通知に係る建築設備の内容	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>
2	確認を受けた建築設備又は計画の通知をした建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>15,000円</u>
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	<u>13,000円</u>
4	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知をした小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>

備考 略

てはそれぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。

(2) 略

項	申請又は計画の通知の内容	金額
1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>18,000円</u>
2	確認を受けた工作物又は計画の通知をした工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	<u>10,000円</u>

備考

1 略

2 この表に定める額は書類又は図書のみにより確認の申請又は計画の通知を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により確認の申請又は計画の通知を行う場合においてはそれぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。

6 略

項	区分	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	<u>18,000円</u>
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	<u>10,000円</u>

備考 略

7 略

(1) 略

項	区分	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	<u>18,000円</u>
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	<u>10,000円</u>

備考 略

(2) 略

項	申請又は計画の通知の内容	金額
1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	<u>21,000円</u>
2	確認を受けた工作物又は計画の通知をした工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	<u>12,000円</u>

備考 略

6 略

項	区分	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	<u>20,000円</u>
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	<u>11,000円</u>

備考 略

7 略

(1) 略

項	区分	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	<u>20,000円</u>
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	<u>11,000円</u>

備考 略

(2) 略

項	区分	金額
1	工作物の完了検査を受ける場合	12,000円

備考 略

(2) 略

項	区分	金額
1	工作物の完了検査を受ける場合	14,000円

備考 略

- 8 確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）又は計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合であって、建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）をしようとする者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区分		金額
	建築物の用途	床面積の合計	
1	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
2	共同住宅等(共同住宅、長屋その他	300平方メートル未満のもの	38,400円

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の金額のほか、建

<u>の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）</u>	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	119,600円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	180,700円
	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	331,500円
	25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	560,400円
	50,000平方メートル以 上のもの	982,600円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

9 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める

築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

項	区分		金額
	建築物の用途	床面積の合計	
1	<u>工場等のみのもの</u>	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>19,500円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>27,900円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>70,200円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>105,400円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>131,600円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>163,300円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>226,900円</u>
2	<u>その他のもの</u>	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>85,500円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>112,800円</u>
		<u>2,000平方メートル未満のもの</u>	
		<u>2,000平方メートル以上</u>	<u>181,300円</u>

金額の手数料を納めなければならない。

項	区分		金額
	建築物の用途	床面積の合計	
1	<u>住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この項において同じ。）以外の用途のみに供するもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>8,900円</u>
		<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>20,100円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>29,000円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>73,600円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>110,700円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>138,200円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>171,700円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>238,600円</u>
2	<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>43,100円</u>
		<u>300平方メートル以上</u>	<u>85,500円</u>

		5,000平方メートル未満のもの				1,000平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300円
		50,000平方メートル以上のもの	428,100円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600円
						25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100円
						50,000平方メートル以上のもの	437,700円
				3	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	7,400円
						200平方メートル以上のもの	8,200円
				4	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	14,100円
						300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円
						2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円
						5,000平方メートル以上のもの	69,100円

		<u>上10,000平方メートル未満のもの</u>	
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,100円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>214,800円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>377,500円</u>
	<u>5</u>	<u>複合建築物(住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。)</u>	<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の工場等のみのもの又は2の項のその他のものとみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を3の項の一戸建ての住宅又は4の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</u>
備考			
1 略			
2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければな			

らない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 略

9 略

10 略

第6条及び第7条 略

別表第1（第5条関係）

略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	33,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以	44,000円

らない建築物の部分の床面積の合計をいう。

3 略

10 略

11 略

第6条及び第7条 略

別表第1（第5条関係）

略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	38,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以	50,000円

	下のもの	
3	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	<u>60,000円</u>
4	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>87,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>116,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>275,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>470,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>730,000円</u>

備考

1 及び 2 略

3 この表の規定にかかわらず、法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画変更認定申請手数料のうち、工事期間の変更（軽微な変更を除く。）に伴う全体計画変更認定申請手数料は、21,000円とする。

別表第2（第5条関係）

略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	<u>27,000円</u>
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>36,000円</u>
3	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	<u>49,000円</u>
4	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>70,000円</u>

	下のもの	
3	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	<u>72,000円</u>
4	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>307,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>524,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>814,000円</u>

備考

1 及び 2 略

3 この表の規定にかかわらず、法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画変更認定申請手数料のうち、工事期間の変更（軽微な変更を除く。）に伴う全体計画変更認定申請手数料は、23,000円とする。

別表第2（第5条関係）

略

項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	<u>31,000円</u>
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>40,000円</u>
3	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	<u>58,000円</u>
4	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>77,000円</u>

5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>93,000円</u>	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>104,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>220,000円</u>	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>245,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>377,000円</u>	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>419,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>584,000円</u>	8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>651,000円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。